

銚田市告示第 89 号

令和 8 年度銚田市防災士育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

銚田市長 井川 茂樹

令和 8 年度銚田市防災士育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域住民の自助、共助の意識の高揚を図るとともに、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成するため、防災士の資格の取得に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、銚田市補助金等交付規則(平成 17 年銚田市規則第 37 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「防災士」とは、自助・共助・協働を原則として、地域社会の様々な場で減災と地域防災力向上のため活動が期待され、かつ、そのための十分な意識・知識・技能を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した資格をいう。

2 この告示において「資格の取得」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士としての認証の登録を受けることをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たしたものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 資格の取得が可能な講座を受講し、資格の取得をしようとする者(当該講座の受講を免除されている者を含む。)
- (3) 行政区、自治会又は自主防災組織(以下「行政区等」という。)に所属している者
- (4) 行政区等から推薦を得た者
- (5) 市税等に滞納のない者
- (6) 資格の取得後、地域における防災の中心的な担い手として市内の自主防災組織で活動し、市が行う防災に関する施策に協力する意思のある者
- (7) 資格を取得した旨の情報を市長が自主防災組織に提供することに同意する者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 防災士研修機構が発行する防災士教本代
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の交付は、1 人につき 1 回限りとし、12,000 円を上限とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚田市防災士育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状の写し及び防災士証(顔写真の面)の写し
- (2) 費用の支払を証する書類の写し
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 推薦書(様式第3号)

2 前項の規定による交付申請は、防災士の登録認証を受けた日の属する年度の3月15日までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、銚田市防災士育成事業補助金交付(却下)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、前条第2項の交付決定通知書を受けたときは、補助金交付請求書(様式第5号)により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- (1) この告示に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金が交付されているときは、補助金全部(一部)返還請求書(様式第7号)により、補助決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第11条 補助金の交付を受けた防災士は、地域における防災の担い手として自主防災組織等の活動に積極的に参加するとともに、市が行う防災に関する施策に協力しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この告示は、令和8年4月1日から適用する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

令和 8 年度銚田市防災士育成事業補助金交付申請書

年 月 日

銚田市長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____ 印

令和 8 年度銚田市防災士育成事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

フリガナ			
氏名			
住所			
所属行政区等名			
生年月日	年 月 日	性別	
電話番号			
資格取得年月日	年 月 日		
認証登録年月日	年 月 日		
補助金申請額	円		
内訳	教本代	円	
	資格取得試験受験料	円	
	認証登録申請料	円	
添付書類	防災士認証状の写し及び防災士証(顔写真の面)の写し		
	教本代、資格取得試験受験料及び認証登録申請料の支払いを証する書類の写し		
	誓約書(様式第 2 号)		
	推薦書(様式第 3 号)		

銚田市長 様

住所

氏名

印

電話番号

誓約書

私は、令和8年度銚田市防災士育成事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付申請を行うにあたり、同要綱第3条の「補助対象者の要件」を確認し、同要綱第11条の「補助金の交付を受けた者の責務」を理解し、防災士資格の取得後は防災リーダーとして積極的に地域の防災活動に参加し、防災に係る市の施策に協力し、もって市民の負託に応えることを固く誓います。

令和8年度銚田市防災士育成事業補助金交付要綱

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たしたものとす
る。

- （1） 市内に住所を有する者
- （2） 資格の取得が可能な講座を受講し、資格の取得をしようとする者（当該講座の受講を免除されている者を含む。）
- （3） 行政区、自治会又は自主防災組織（以下「行政区等」という。）に所属している者
- （4） 行政区等から推薦を得た者
- （5） 市税等に滞納のない者
- （6） 資格の取得後、地域における防災の中心的な担い手として市内の自主防災組織で活動し、市が行う防災に関する施策に協力する意思のある者
- （7） 資格を取得した旨の情報を市長が自主防災組織に提供することに同意する者

（補助金の交付を受けた者の責務）

第11条 補助金の交付を受けた防災士は、地域における防災の担い手として自主防災組織等の活動に積極的に参加するとともに、市が行う防災に関する施策に協力しなければならない。

様式第3号（第6条関係）

推薦書

年 月 日

銚田市長 様

団体名 _____

代表者 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

下記の者を、地域における防災力の向上の担い手として推薦します。

住所			
氏名			
生年月日		性別	
電話番号			

様

銚田市長

銚田市防災士育成事業補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度銚田市防災士育成事業補助金の交付について、銚田市防災士育成事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

銚田市長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____ 印

令和8年度銚田市防災士育成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった令和8年度銚田市防災士育成事業補助金について、令和8年度銚田市防災士育成事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金種別	普通・当座・その他()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については、必ず請求者氏名と一致すること。

様

銚田市長

令和 8 年度銚田市防災士育成事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した令和 8 年度銚田市防災士育成事業補助金については、次に理由により交付決定の全部(一部)を取り消したので、令和 8 年度銚田市防災士育成事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

交付決定額	円		
交付取消額	円		
取消しの内容	<input type="checkbox"/> 交付決定額の全部		
	<input type="checkbox"/> 交付決定額の一部		
	一部取消額の内訳		円
			円
		円	
取消し理由			

様

銚田市長

令和8年度銚田市防災士育成事業補助金全部(一部)返還請求書

年 月 日付 第 号で交付決定の全部又は一部取消の通知を行った令和8年度銚田市防災士育成事業補助金について、令和8年度銚田市防災士育成事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金の全部(一部)返還を請求します。

記

- 1 返還請求金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで